

○第2回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和2年6月5日（金） 15：53～16：43

議事概要：

（1） 1-メチルシクロプロペン

・審議の結果、1-メチルシクロプロペンの経口暴露による厳密な意味での許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を求めることはできないと考えた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えたとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご、なし等に使用します。今回、すもも、バナナ等への適用拡大申請がされています。

（2） エタボキサム

・審議の結果、エタボキサムの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.75 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等に使用します。今回、キャベツ、ブロッコリー等への適用拡大申請がされています。

（3） プロクロラズ

・審議の結果、プロクロラズの許容一日摂取量（ADI）を0.04 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.6 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、水稻、小麦等に使用します。今回、残留農薬基準（小麦、大麦等）の変更に係る要請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。